

国立第五小学校校舎非構造部材耐震化対策等工事（建築工事）請負変更契約の締結について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 29 日

提出者 国 立 市 長 濱 崎 真 也

（説 明） 国立第五小学校校舎非構造部材耐震化対策等工事（建築工事）を施工するに当たり、契約内容の一部を変更する必要があるので、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年 4 月 国立市条例第 9 号）第 2 条の規定に基づき、提案するものである。

国立第五小学校校舎非構造部材耐震化対策等工事（建築工事）請負変更契約の締結について

国立第五小学校校舎非構造部材耐震化対策等工事（建築工事）請負契約（令和 6 年 6 月 6 日議決）の一部を下記のとおり変更する契約を締結する。

記

- 1 契約金額 「423,500,000 円」を
 「436,056,142 円」に変更する。
- 2 変更理由

工期内の賃金及び物価の急激な変動に対応するため、工事請負契約約款第22条第6項に基づき、契約金額を変更する。